

委託契約に係る事務処理の誤りについて

松本地域振興局が発注した委託契約（公募型見積合わせ）において、見積公告に定める入札参加資格要件を有しない者の見積書を採用し契約した事案がありました。

関係者の皆様にお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

デジタルスタンプラリーに係る委託業務の随意契約（公募型見積合わせ）において、当該契約に必要な入札参加資格を有しない者から提出された見積書を採用して契約を締結した。

本来であれば、見積参加者の入札参加資格を業務内容に応じた契約の種類ごとに確認すべきところ、当該業務に必要な資格を有していない者を入札参加資格有と誤認。

当該業務委託（税込 44万円）については、契約書・仕様書どおり既に完了している。

<参 考>

公募型見積合わせによる見積参加者

- ・ 予定価格30万円を超える公募型見積合わせの参加には、入札参加資格が必要

当該契約に必要な入札参加資格

- ・ 製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格を有する者のうち「その他の契約」に係る参加資格を有する者

2 原 因

入札・契約事務に対する理解・知識不足及び複数職員による確認の不徹底による。

3 対 応

落札の可能性のあった次点応札者に経緯を説明（実施済）。

4 再発防止策

入札・契約等の事務処理において、チェックリストによる複数職員での確認を徹底するとともに、契約事務の実務研修を実施し職員の理解不足を解消し、公平公正な入札・契約事務の執行に努めてまいります。

（問合せ先）

担 当 松本地域振興局企画振興課
（課長）松島、（担当）草間

電 話 0263-40-1902（直通）
0263-47-7800（代表）内線2378

F A X 0263-47-7821

E-mail matsuchi-kikaku@pref.nagano.lg.jp